

令和6年5月10日

第11回水俣市農業委員会

第 1 1 回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎 2 階会議室 A B
- 2 開催日時 令和 6 年 5 月 1 0 日

開会 9 時 3 0 分
 閉会 9 時 4 7 分
- 3 出席委員

農業委員 1 3 名

1 番	坂本	隆司	君	9 番	戸次	治夫	君
2 番	竹下	正治	君	1 0 番	稲田	祐市	君
3 番	中村	清治	君	1 1 番	廣島	康雄	君
4 番	金田一	充章	君	1 2 番	前田	仁	君
5 番	洲上	正嗣	君	1 3 番	山下	隆敏	君
6 番	寒川	勝	君	1 4 番	鬼塚	浩三	君
8 番	西本	和代	君				

推進委員 1 4 名

1 5 番	宮森	功房	君	2 2 番	池田	郁雄	君
1 6 番	蒔元	政廣	君	2 3 番	松本	公昭	君
1 7 番	竹本	義幸	君	2 4 番	森下	義孝	君
1 8 番	嶋田	一成	君	2 5 番	坂口	新一	君
1 9 番	岡本	成道	君	2 6 番	山口	初憲	君
2 0 番	中村	幸充	君	2 7 番	古里	君廣	君
2 1 番	鐘ヶ江	鼓子	君	2 8 番	山澤	親徳	君
- 4 欠席委員

農業委員 1 名 7 番 山内 英明 君
 推進委員 0 名
- 5 議事日程

第 1 議事録署名委員の選出
 第 2 議第 3 8 号 農地法第 3 条の許可申請について
 議第 3 9 号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局

局 長 山村 良一 (欠席)
 主 幹 遠山 悦史
 主 任 山内 哲郎
 主 任 山本 千夏

議 長 (坂本隆司君)	只今より、第 1 1 回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、1 3 名です。 欠席者は、7 番、山内委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、9 番、戸次委員、1 0 番、稲田委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、1 4 名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、1 0 番、稲田委員にお願いします。
1 0 番委員 (稲田祐市君)	農業委員会憲章 1 つ、農業員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
議 長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (遠山悦史君)	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	報告事項について、ご説明申し上げます。 報告事項（1）合意解約通知について、でございます。議案書は、1 ページになります。 1 件でございます。 貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況ともに畑。 面積は 1, 9 9 4 m²です。 合意解約日は、令和 6 年 4 月 1 5 日で、解約の理由は、本農地を貸人から借人が買入れるためであり、後程、議第 3 8 号の農地法第 3 条の許可申請についての 1 番において、御審議いただくこととなっております。 農地の場所につきましては、議案書 2 ページに記載のとおりです。 次に、報告事項（2）農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。 議案書は、3 ページから 5 ページになります。 9 件でございます。 こちらは令和 6 年 4 月 1 0 日の第 1 0 回農業委員会会議で、熊本県農業公社から借り人への農用地利用集積等促進計画の申し出について、御審議、御承認いただいた農地になります。 議案書記載のとおり、5 年間の転借を終え、熊本県農業公社が転

	貸人となり、それぞれの転借人への貸借について、令和6年4月22日付けで熊本県知事から認可されたものです。 土地の所在、地目、面積は、それぞれ記載のとおりです。 期間は、番号1番、2番、4番につきましては、令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年。 番号3番及び5番から9番につきましては、令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年となっております。 利用目的は、番号1番が酪農、2番が柑橘などの果樹で、3番から9番までが水稻でございます。 借り賃は記載のとおりです。 利用権の種類は1番、9番が使用貸借権、2番から8番が賃借権となっております。 それぞれの場所は、番号1番が6ページ、2番が7ページ、3番から9番が8ページとなっておりますのでご覧ください。 以上で、報告事項を終わります。
議 長	ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第38号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。 番号1番は、私の担当地区ですので、私から説明します。
1 番委員 (坂本隆司君)	議案書の10ページをご覧ください。 議第38号、農地法第3条の許可申請の1番について説明いたします。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目、台帳現況ともに畑です。 面積が、1,994㎡。 この土地は、報告事項の1番で合意解約された土地です。 譲受人の住所は、他県になっていますが、現在は水俣市に住んでおられまして、10年くらい前から、玉葱を作っておられます。 農地には以前は進入道がありませんでしたが、現在はトラクターも行けるように、きちんと整備されています。 通勤距離も、3分くらいで行ける所です。 非常に頑張っておられますので、何も心配はないと思っています。 5月2日に、事務局2名と申請者と私で、現地調査を行っております。 従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)

議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 3 8 号、農地法第 3 条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 3 8 号、農地法第 3 条の許可申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第 3 9 号農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。 まず、新規設定の 1 番および再設定の 1 番を審議いたします。 担当委員は説明をお願いします。
2 番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議 長	はい、2 番、竹下委員をお願いします。
2 番委員	議第 3 9 号農用地利用集積計画の申出について、新規です。 1 3 ページです。 1 番を御説明いたします。 貸人、土地の所在等は、議案書の記載のとおりです。 台帳現況ともに畑で、面積が 1, 0 8 6 m²。 始期終期は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 1 6 年 5 月 3 1 日までの、期間が 1 0 年です。 利用目的は、果樹。 借賃は、無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 借人も、議案書記載のとおりです。 経営面積は、借入地で 1, 3 3 5 m²。 従事者が 2 名ということです。 借人の農業経営は、果樹栽培をされていて、主にみかん栽培をされています。 年間の農業従事日数は 1 5 0 日で、農業専従者として 1 人、雇用されています。 申請地は 1 5 ページをご覧ください。 段がついて 2 枚になっていました。 5 月 8 日に、推進委員の宮森さんと、現地を見に行きました。 果樹が植えられていて、綺麗に管理されていました。 下草は生えていましたが、7、8 年生の苗木で、花は咲いていましたが、今からが果実をとるような果樹類でした。 貸人の話を伺いましたが、本人は車椅子生活をされていますので、農作業は出来ない状況で、借人の方が栽培するので貸してほしいということで、1 0 年契約で貸す事になりました。

	依って、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。
6 番委員 (寒川 勝君)	はい、議長。
議 長	はい、6 番、寒川委員にお願いします。
6 番委員	14 ページをご覧ください。 議第 39 号農用地利用集積計画の申出についての、利用権再設定の 1 番です。 貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は台帳現況ともに田です。 面積は、440 m²です。 始期終期は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの期間 5 年となっています。 利用目的は、水稻です。 借賃は、議案書記載のとおりです。 利用権の種類は、賃借権です。 申請地は 16 ページをご覧ください。 借人は、農作業従事日数も 150 日以上で、効率的利用と何ら問題はないと思われます。 依って、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 38 号農用地利用集積計画の申し出についての新規設定の 1 番及び、再設定の 1 番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 38 号農用地利用集積計画の申し出についての新規設定の 1 番及び、再設定の 1 番については、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

	全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第 11回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。
--	---

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員